ザ・パスポート

帰国者の裁判を考える会
東京都港区新橋2・8・16新橋石田ビル4階 救援連絡センター気付 電話03(3591)1301
郵便振替 00120-2-398834「帰国者の裁判を考える会」 定価200円 年12回分 3000円

10月19日に予定していた「超ホーキに乗った魔女の裁判物語」集会は衆院選の関係で会場が使えなくなり、11月24日に延期となりました。

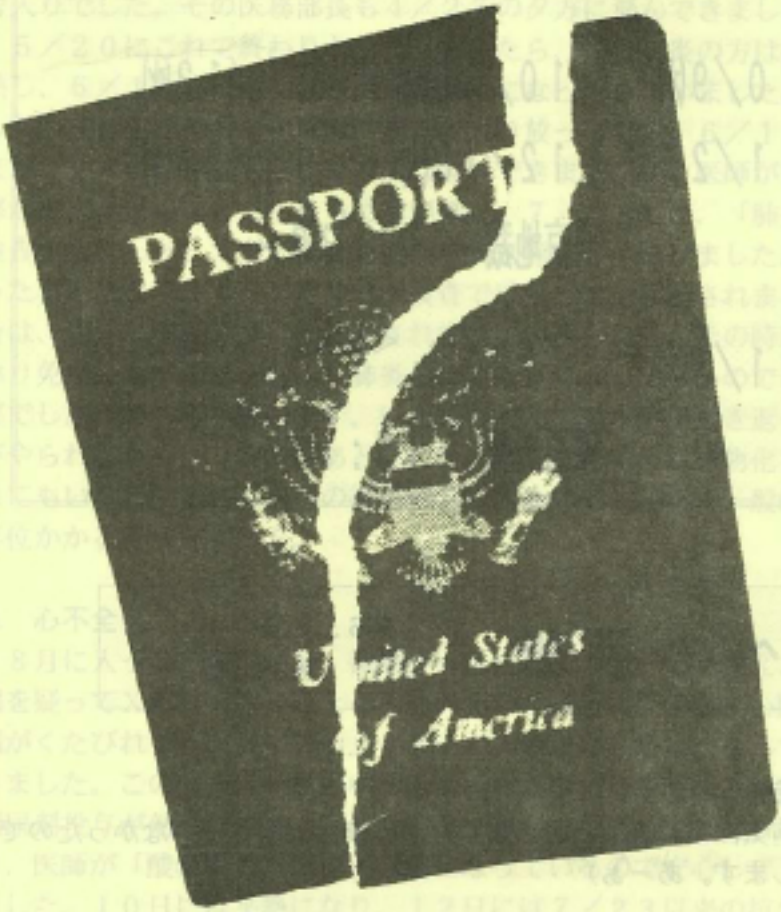

55

1996年10月15日発行

公判日程

★ 吉村和江さん　　刑事５部＜裁判長：藤井敏明＞
11／6(水)　東京地裁　10：00~12：00

★ 浴田由紀子さん　10／9(水)　10／30(水)　11／12(火)
11／26(火)　12／10(火)　12／24(火)
東京地裁　13：30~

★ 丸岡 修さん　11／5(火)　12／3(火)　＜裁判長：小林充＞
東京高裁　13：15~

読者への手紙

96．10．1
丸岡　修

Ⅰ　病気報告

（５３号では「病気回復報告」と書きましたが、実は回復していなかったので「病気報告」とします。あーぁ）

1．皆様へのお礼

その後も多くの激励をいただいており、感謝至極です。また、私の病中に多くのカンパが考える会にあったとのこと、ありがとうございます。弁護団の費用、家族の交通費などに活用できたそうです。

弁護団と言えば、重体前は新たに選任したＫ弁護人だけだったのに、２／２５に意識回復した時には１１人の大弁護団になっていました。

2．私の病状

前回の報告は５／１付になっていましたが、実はあれ、病舎で書いていました。４／１

１に退病舎になって調子良かったのですが、下旬の春冷えで慢性気管支炎（カゼではありません）が再発し、ゴホンゴホンとやっていたら軽症の気管支炎になりました。これは２月の重症肺炎時のように肺の８割がやられていたのとは違い、一部分です。４／２７には３９°Ｃ以上の熱が出、土曜日なのに一般舎房まで私の様子を見にきた医師がびっくりして（通常なら保健助手しか一般房には来ない）、すぐ再入病舎になりました。厳密には３度目の病舎入り（１月末に病舎に入ったが３日間で出され、数日後に再入病）。この時は３日間で平熱になりましたが、５／２０まで病舎で治療を受けました。４／１１、医務部長が私に「いつでも呼んでくれ。休日を含め２４時間受付ける」と約束していた通りの病舎入りでした。その医務部長も４／２７の夕方に飛んできました。

５／２０にこれで終わりかと思っていたら、気管支炎の方は好転せず、５月末にまた発熱し、６／１土曜日に４度目の病舎入りになってしまいました。やはり軽症肺炎の再発でした。そしてこの６／１以降、病舎に入り放っしです。６／１０頃にようやく平熱におさまり、７／８には「もうすぐ退病（舎）できますね」と医師が言っていたのですが、梅雨寒が２、３日あるとたちまちに逆戻りし、７／２３には、「肺炎の疑いあり（レントゲン検査から）」としてまた抗生物質の点滴（静脈）になりました。半年間に４度も肺炎になったことになります。７月の喀痰検査ではカビまで検出されました。「２月に死にかけた時は、充分な酸素が全身に供給されず内蔵がやられた。その時に細胞もダメージを受けており免疫能力が極端に低下し肺炎を再発し易くなっているのでしょう」が、医師たちの見解でした。私もそう思います。ほとんど死んでいたのが生き返ったのですから。「よく脳がやられなかった（重体であと２、３日続けば、死ぬか植物化していたらしい）」と言われてもいたし、これぐらいの後遺症は仕方ないでしょう。一般的に肺炎からの回復には一年位かかるそうですから。

3. 心不全

８月に入って息切れがし、微熱だった体温が３８°Ｃを越え、５日朝の診察で医師が心臓を疑ってＸ線検査をしたところ悪いということで、午後に心臓担当医が来て診察。「心臓がくたびれてしまっている」とのこと。確かに手足がむくんでおり、早速酸素吸入になりました。この吸入は動脈血中酸素濃度が正常値になったとして７日に中止。６日からの利尿剤投与が効いたのか、３日間でむくみもとれました。９日にも血中酸素濃度検査があり、医師が「酸素吸入なしで正常値になっているので安心して下さい」と結果を言いに来ました。１０日には平熱になり、１２日には７／２３以来の抗生物質の点滴も中止になりました。ひどかった咳と痰も治まりました。体重はこの１週間で６kg減り５２．５kgに。利尿剤で体の水分を絞り出したためです。水を出して、水もしたたる男に(笑)。ちなみに１月には７５kgでした（意識不明時の１５日間で２０kg減になったが４月には６０kgに回復）。

今は５５kg。

今回の病名は心不全ということです。２月に心臓以外の臓器すべてが不全になっていたので（脳も含めて）、これで全臓器をやったことになります。心不全の処置が数日遅れていれば危なかったかもしれません。我ながらしぶとい。

現在は、この心臓治療が中心になっています。２月に「心臓にかなりのダメージが残っているので１年ぐらいかかるかも」と言われてはいたのです。心肥大と心室性期外収縮（

不整脈）が症状です。危険域ではないが、正常ではないレベルにあります。肺は異常なし、気管支がまだ少しというところです。９／２５、やっと許可になった戸外運動（１５分間の散歩のみ）に出ました。実に４ヵ月ぶりの日光浴でした。

現在、書き物（原稿、信書など）は１日３時間に制限し、睡眠は１０時間もとっています。ナーンもできません。

4. 東京高裁の態度

７／１７に弁護人が２度目の勾留執行停止を東京高裁に申立てました。「その後も被告人は病舎の出入りを繰り返しており、いまなお病舎にいるのであって、病状には一向に回復の兆しが見えず、しかも東拘は別紙資料Ⅱ（東京弁護士会から東拘に照会したもの）のとおり、被告人の病気の原因を未だ特定していない」として某病院への移送（勾留執行停止）を申立てました。２月重体時には即日に「却下」した高裁（小林充）はすぐには判断せず、７／２６になって「却下」しました。２月と同様に検察官の反対意見をそのままに採用したのです。私が４度目の肺炎治療を受けている時に。法務省役人でもある医務部長は「東拘で治療可能」としている。

８月には心不全になったため、さすがの高裁も９月の公判期日を延期して１１月にしましたが、これ以上は被告人欠席でも公判をすすめる意向を示しています。

Ⅱ　丸岡控訴審

- **第３回公判（弁論再開）　１１／５(火)　１３：１５～**
  証人として浴田由紀子同志が出廷！（高裁７２５号法廷）
- **第４回公判　　１２／３(火)　１３：１５～**
  もう、いきなり被告人尋問！

1. 経過

昨年１０月の第２回公判で、高裁第１０刑事部裁判長小林充（弁護士界では「逆転有罪判事」として有名）は弁護人不在のまま公判冒頭でいきなり「結審」を宣告し大モメになりました。公判当日にいたるも弁護団申請の証人調べ及び証拠調べの採否を伏せていました。公判冒頭での「申請却下、結審にして判決日通告」を小林充が企図しているのが見え見えで、やむなく弁護団は抗議の辞任をしました。

新弁護人の下に高裁と協議した結果、高裁はしぶしぶ浴田由紀子証人調べと被告人尋問のみを採用しました。浴田証人の採用は、刑事訴訟法では採用を拒否できないことによります（それを昨年１０月に却下しようとしたのだ！）。そして弁論を開く以上、被告人尋問を認めざるを得ず採用になりました。しかし高裁は「情状証言に限る」などとぬかしていました。無実主張の者が、どのように「情状」を求められるのか。そんなことはできません。しぶしぶ高裁は「情状」以外の証言も黙認することになりました。

とにかく、「控訴棄却」を前提とした無茶苦茶な訴訟指揮です。「結審する」と小林がわめいた時、証人調べ・証拠調べ・被告人尋問の却下理由を「検察官が必要ないと言っているので」としていました。もはや裁判ではありません。

それでも何とか弁護人の努力で、今年３月の「弁論再開」が１月までに決まりました。

ところが高裁は浴田証人調べを東拘内においての「非公開公判」と決めてしまいました。弁護人が抗議し、更に共同通信社が「政治犯裁判の公開審理を義務づけた日本国憲法に反している」と全国配信しました。まずいと考えた高裁はあわてて「公開」を決定しました。なぜ非公開に固執したのか。理由として考えられるのは、東京地裁で開かれている浴田裁判で、かつて共同被告人であった大道寺将司氏、益永（片岡）利明氏の証人出廷が予想され、それを東拘内で非公開公判にしようと裁判所当局が画策しており、その前例を私の公判で作っておくことだったのでしょう。これが日本の司法の実態です。

2. 公判の延期

ご存じのように、私が病気で危篤状態になったために３月の公判期日は５月に延期され、更に９月に延期されました（これは高裁側の事情）。８月に私の体調不良があり、９月と１０月の公判予定が中止になり、１１／５からの再開となりました。尚、高裁は被告人が欠席しても公判を開く意向を示しています。私は、仮に病状悪化すれば地を這ってでも出廷するつもりです。

3. その他

形式的に法廷が開かれるだけなので、私に対して来春、不当判決がなされるのは確実です。もう今からむかついています。いずれこのお返しはしっかりとやります。

浴田同志の１１月出廷の趣旨は、「ダッカ・ハイジャック」に関して丸岡の無実立証です。

III　赤軍狩り

1. 本年５月に吉村和江同志とＴ君がペルーで拘束され、９月には城崎勉同志が米ＣＩＡに拘束（拉致）されました。非合法化された状況の中で活動を続ければ、やられることも覚悟しなければならないのですが、私たちとは全く関係のない人たちにまで公安警察が害を加えることが心苦しい限りです。私たちがやられるのは、自業自得で自分たちの責任をかぶればいいのですが、無関係の人たちに害を及ぼせば、償いようがありません。

わが同志たちに言いたい！　今の時代、捕まる「権利」などないのだ。わが赤軍は最悪自体への備えがなさすぎる。私や泉水同志がやられた８８年までの教訓を生かせられないのなら、難局を勝利の土台に転化することなぞできない。一瞬の油断が一生の不覚になってしまう。以上、私自身を含めた被拘束下の同志、活動を続けている全同志への批判として書いておきます。読者の皆さんには自己批判しておきます。

2. 米ＣＩＡとの地下戦争

米国国務省、ＣＩＡ、ＦＢＩなどは、幸か不幸か日本赤軍を過大評価し、８０年代以降、国際革命戦線の中核的存在とみなし、「国際テロ狩り」の重要な部分に置いています。「世界の警察官」のつもりで第三世界諸国などにその主権を無視して介入し、直接の拉致作戦をやるようになっています。私たちとは組織の違う旧「よど号」グループの田中義三さんをＣＩＡがカンボジアからタイに拉致したのも連中の十八番のやり方です。私たちはこの地下戦争に屈しないでしょう。敗れても滅びはしません。

息子が帰国できました
救出支援をありがとうございました

１９９６年８月３日　浴田由紀子

去る５月、日本赤軍の吉村和江同志と共に身柄拘束され、吉村同志の不当な強制送還後もペルー当局に拘束され続けていた息子は、国内でのねばり強い外務省・ペルー大使館交渉の積み重ねによって帰国条件を獲得し、救出のために出かけて下さった大谷恭子弁護士と救援連絡センター事務局長の山中幸男氏につれられて７月３１日、無事日本に帰国・入国することができました。

ひき続く８月１日には、友人が彼をつれて東拘に面会に来てくれて、幾年ぶりかで元気な息子に面会することができました。

２ヵ月間の孤立した日々にもかかわらず彼は高揚した様子でうれしそうに「ボクは今、日本に来ている！」と言い、「しんどかったでしょう、たいへんだったね」という私の問いに、「始めは調べがきびしくって泣きたかったけど……もうだいじょうぶ。ね。」と友人と顔を見合わせて、仲間達の手の中にいる事を心から実感し、安心しきっている様子がしっかりと伝わってきました。

息子救出への皆様の御協力・御支援に心からの感謝を伝えます。ありがとうございました。

これからひき続き、国籍取得・日本国内での生活の獲得・権力からの防衛等々まだまだ闘いは続きますが仲間達に支えられ、彼と共に闘い進めていきたいと思います。ひき続き御支援と御協力をお願いします。

今回の経験が彼にとって、より自覚的・主体的に生きてゆける人生の大きなステップになりうると確信しています。仲間達と共にある事を、何よりも大切に生きてゆける人になってほしいと願っています。

無事救出の喜びを伝えます。そして、さらにさらに闘い進めます。共に！

【本文は、国境を超えた救援活動を継続している救援連絡センター機関誌『救援』への掲載用に記されたものです。】

報告　浴田裁判の現状

９６．９．２７　浴田由紀子

第１４回をおえた浴田裁判、「秋には『超法規』をやりま～す！」とはりきっていたのですが、９月になって検事側が「法務省、検察庁と打ち合せが必要」なぞと言い出したた

めに、先に三井物産館爆破闘争（７０．１０．２４、７５年起訴）に入ることになってしまいました。

「超法規」に関しては今年中に検事側から「答弁書」が出されることになっています。……どっちみち「超法規」やったら、いま進めている三井とか何とか審理不要ということになるんだのに……と思っているのですが……。

「超法規」については、「“チャラにしたこと”をチャラにはさせない」とはりきっています。革命派が日本政府と正面から交渉して勝ちとった釈放です。当時の内閣は、「緊急避難の精神に基づく『超法規的』な措置である」とわざわざ内閣法制局長官が説明までして、閣議決定され、あくまで「合法的」に「釈放」手続きがとられたものです。それを今になって「チャラにする」なんて道理があるわけがない！　いま再び、７５年起訴分を法廷に持ち出すためには、当時の閣議決定の法的効力そのものを問わなければなりませんし、法務大臣の命令により釈放を執行した事実そのものが問われなければなりません。検事が「お伺い」を立てている間に私達の方でももっともっと準備を進めようとしています。日本裁判史上、類のない「超法規」裁判に、アッとおどろく、あるいは奴らをギャフンと言わせる、知恵と力を求めています。

そんなわけで、９月１８日から始められた東アジア反日武装闘争審理は、５件に関わる起訴状のうち、闘争の時期のもっとも早いものから、ということで三井物産館爆破闘争から開始しています。

三井物産館爆破は、１９７４年１０月１４日（三菱重工爆破の約一ヵ月半後）に東アジア反日武装戦線「大地の牙」によって実行されました。この闘争については、先の東アジア統一公判ではいっさい審理されていない（「大地の牙」のメンバーである斉藤和同志は被逮捕時、自死し、もう一人のメンバーである私は、すでに「釈放」されている）ため、実に闘争から２２年たって初めて法廷に持ち込まれたことになります。

審理第１回目の９／１８公判で、すでに、この２２年の空白の時と釈放された被告、いったん実質的に公訴放棄された事件（起訴状）を相手にすることの無理と矛盾が露呈しました。当時、実況検分を担当し、今、検事が立証のために誰よりも頼りにしたい証人（元・デカ）達の多くが、引退に停まらず死亡してしまったり、痴呆になってしまったりしていて出廷し証言することが出来ないというのです。

東アジア反日武装闘争を、彼らが何が何でも再び法廷に持ち出して、ナンダカンダしたい、という以上は、それなりのおとしまえはつけてもらわなければなりません。第一次統一公判は、ムチャクチャな拙速・極刑裁判で、まっとうな審理は行なわれないまま、ただただ報復のための判決が出されました。まず、第一次統一公判が手抜きし、見ようともしなかった事実の全てを、この裁判ではていねいに明らかにし、一つ一つ検証していかなくてはなりませんし、彼らに不当に課せられた死刑判決や無期、無実の同志に対して「無形的ホウ助」なる口実での８年の実刑等々が問い直され、改められるべく進められなければなりません。今、その出発点です。

腰をすえ、腹をすえ、スクラム固く、共に闘い進めていきます。

☆　今年中の公判予定　　東京地裁　　午後１時半～

１０月９日(水)　１０月３０日(水)　１１／１２日(火)　１１／２６日(火)
１２／１０日(火)　１２／２４日(火)

★来たる総選挙は、日本共産党もしくは革新左派に投票を！

96.10.4 丸岡 修

沖縄における米軍基地撤去問題を政治決着でこなした（日米軍事同盟を堅持したまま）橋本政権は、自民党単独政権（最悪自民党主導政権）を目指して衆院の解散・総選挙に踏み切りました。これに対抗すべき社会党は91年に土井委員長降ろしをやって以降、保守の補完物に転落しました（田辺、山花、村山）。総評解体の後追いとも言えます。そしてその後でてきた「民主リベラル」も所詮は、ヨーロッパ社民よりも保守的な位置にあります（内政面）。

そのような総保守化状況において、中央議会（国会）で保守政治に対抗しているのは日本共産党（以下、日共）とわずかな革新派議員（新社会党など）のみです。日共を支持するか否かではなく、総保守化に対抗する勢力を形成するか否かが大事です。日共にはもちろん大きな問題があります。新左翼諸党派や旧日市連系市民運動の排除を未だに続け、「無党派層重視」も左派を無視しての右派への広がりを狙ったものです（左右に広げるべきなのだ）。日共を絶対的正当性とする無謬（むびゅう）の党観も克服されていません。しかしそれで投票棄権をしていたのなら、保守派の成長を促すだけです。日共から排除されようとこちらは排除せず、より広汎な左翼戦線の構築を目指して一歩すすめることが何よりも重要でしょう。

土井たか子氏には悪いですが、土井的立場が党の立場でない以上、現在の社民党を革新派とみなすことはできません。戦略なき連合や新党結成が破綻したのは当然です。94年当時の状況では反小沢（国家主義）への対抗策として河野自民党との連立もやむをえなかったと言えますが、自民党をハト化せずに自体が自民党化した時に、最初の目的が消失しました。皮肉なことに歴代自民党政権が実現できなかった（駐防法国体適用などの）諸政策を実現したのが村山政権でした。もっとも社会党の右傾化で自民党政権でも可能にはなったが。他方、譲歩できない「従軍慰安婦」国家補償問題などでは中途半端な妥協ですませ、真の問題解決を遅らせることになっています。

細川連立政権時代を含めて社会党（社民党）は、大臣になりたい病に犯されただけで官僚支配に風穴をあけられませんでした。さきがけの菅氏（今は民主党）が薬害エイズ問題処理で国民的人気を得ると今度はそれにあやかろうとしました。社会党大臣の時にはやらないで人の手柄に便乗するやり方が成功するはずもありません。社さ合同は流れ、民主党が結成されると選別排除され（政党としては路線的選別をするのは当然）、勝ち馬を求めているだけの右派や中間派には出ていかれました。選挙対策しかない残留組は、今までの保守化路線を部分修正して土井氏を党首にかつぎあげ、最後の悪あがきをしています。政権奪取と運営の戦略ぬきに戦術的対応で乗り切ろうとする政党の結末を示しています。土井氏にゼロからの再生を果たす力が残っていればいいのですが、一度完全に自分たちで解体すべきでしょう。

以上

オウム殲滅摘発に見る 公安警察の非合法捜査の悪辣な実態

「オウムは特例」で突っ走る違法捜査も何のその警察＝マスコミの反民主主義的本質も適用の

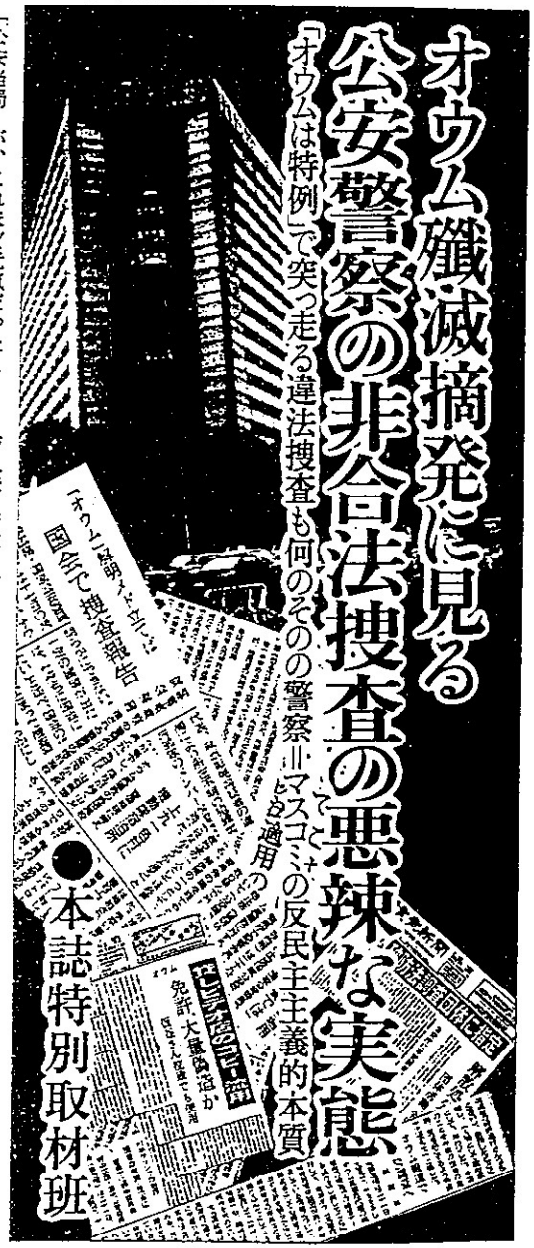

「公安当局」が、これほど元気だったことが、この10年間にあっただろうか。警察庁警備局、警視庁公安部を筆頭とする公安警察は、オウム真理教に対する捜査で、これまでに「積み重ねてきた」公安手法を思う存分に"発揮"し、存在意義そのものが問われて解体寸前だった公安調査庁は、過去に一度として団体に対して適用したことのない破壊活動防止法の請求の手続一辺のチャンスとばかり検討を重ねている。公安の非合法的暗躍をチェックすべきマスコミも、何の機能も果たしていないどころか、公安を始めとする捜査当局の動きを逆に煽っているかのようだ。

「今回の公安捜査では、過去の新左翼摘発で編み出された伝統的な公安手法が駆使された。アジト割り出しや、教団幹部の逮捕、特にオウム諜報組織の幹部の井上嘉浩、公証役場事務長拉致事件の手配者松本剛、地下鉄サリン事件で指名手配され逃亡中だった2人が埼玉で逮捕されたケースなどが典型だ。それに、通常だったら逮捕できないような場合でも、微罪や別件でとりあえず逮捕する、なんていうのは公安のお家芸でしたからね」（社会部記者）

では、伝統的公安手法というのは、いったいどのようなものなのか。そしてオウム殲滅作戦の中で、どのように使われたのか、検証してみよう。

▼伝統的公安捜査の手法とは

「公安の手法、というのは大きく『情報収集』『視察』『追跡』、さらに、これらの積み重ねによる『検挙』『摘発』などが挙げられます」（公安関係者）

まず、一番大きな作業が「情報収集」、すなわち「協力者作り」などと呼ばれるスパイ育成だという。組織内の人物と非公式に接触し、情に訴えたり、相手の弱みにつけ込んだりするほか、金銭によって組織内にスパイを獲得し、内部情報を得る作業だ。

「公安警察や公安調査庁は、中核派や革労協といった左翼各団体、日本共産党、朝鮮総連などに協力者網を張りめぐらせています。日共や総連の会議の内容などは、多くの場合、開催当日か、遅くとも翌日には公安に筒抜けになっているとも言われています」（前出・公安関係者）

では今回の捜査の中で、オウム真理教の組織内部に協力者はいたのだろうか。

警察に詳しいジャーナリストは断言する。

「坂本弁護士事件を捜査していた神奈川県警や、国土法違反事件を摘発した熊本県警などが協力者工作をしていたはず。でないと説明がつかないような公安情報が流れていたし、実際に捜査着手前になって急に行方が分からなくなった幹部信者のように協力者だった疑いの強い人の名前は何人か挙がっている」

一方、ある大手マスコミ記者は「これまでの調査の積み重ねがなかったせいか、左翼なんかと同じような協力者・スパイはいなかったようですが…。もっとも、捜査着手後は、逮捕した信者らと取引し、釈放と引き換えに協力者に仕立てあげ、教団に再潜入させたりしたケースはあったでしょうね」と語る。

「公安調査庁なんかも現役の信者や元信者を追いかけ回していたよ。もっとも今回ばかりは『肝心なタマはみんな警察が逮捕しちゃって情報が取れない』なんてしきりに愚痴っていた」（警察関係者）

そして、今回のオウム事件では、このほかの「視察」から「検挙」までの数多くの場で公安の本領が発揮されたというのだ。

▼公安警察の本領発揮

公安警察内で「視察」と呼ばれるのが対象団体の拠点やアジトを張り込む作業だ。しかし普通の刑事の張り込みとは手法が違う。

「相手のアジトや拠点の近くに『視察拠点』を設けてビデオやカメラを設置し、場合によっては24時間体制で出入りする人の撮影をするんですよ」（公安関係者）

「視察拠点」は、多くの場合アパートやマンションの一室があてられる。アジトの出入り口が監視できる場合でないと駄目なので、ちょうどいい場所にアパートなどがない場合、民家などを利用するケースもあるという。

「中核派でいえば前進社、日本共産党でいえば代々木の本部などは完全な常時視察対象です。もちろん非公然のアジトなどは割り出し次第、対象になっていきます。対象団体の幹部宅なども当然の対象。日本共産党の国際部長宅盗聴事件なんていうのは、視察の中で起きた事件でしょう。以前に公安調査庁が視察拠点を日共に"摘発"されたこともありまし

た」（同）

公安は、この作業によって、あるアジトに出入りする人物たちを特定し、時と場合によってはアジトから出てくる人を尾行していく。尾行のことを公安内部では「追跡」などと呼ぶのだという。

「追跡によって、ひとつのアジトから別のアジトを割り出したり、アジトに出入りする人物がどのような人物と接触するか、接触した人物はどこか、などを次々に割り出して網を広げていく」（同）

「新左翼活動家などは、公安のやり口を知っているから、移動の時でも目的の駅の手前で電車を降りたり、急に電車に飛び乗ったり、毎日通る道を変えたりして追跡をまこうとするんだが、オウムの連中は、『公安は敵だ』なんて言う割に防衛が甘かったね。公安内部でも『逐一に比べて楽だな』なんて声が出ていたよ」（公安当局者）

さて、追跡作業の中で、これ以上泳がせておくと危険だと判断したり、追跡対象が別の有力手配犯などと接触した場合、逮捕に乗り出すことになる。

「この逮捕がまた、公安の場合はメチャクチャ。ホテル宿泊で偽名を使ったら有印私文書偽造、運転免許証の住所地を移動させていなかったら免状等不実記載とか、ポストにビラを投げ入れたら建造物侵入とか。有名になった話だけど、オウムのケースではカッターナイフを持っていたから銃刀法違反というのまであった。それでも、まだ逮捕令状がある場合はましなほう。いざとなったら公安には伝家の宝刀『公務執行妨害』がある（笑）」（社会部記者）

自分から転んで「公務執行妨害だ」などとデッチあげる「コロビ公妨」などといわれる手法だが、罪を問うわけではなく、逮捕することにのみ目的があるのだからやり方などお構いなしだ。これを適用すれば、警察同士が口裏を合わせている限り、誰でも逮捕できる"究極の技"だというのだからあきれる。

公妨で逮捕されたオウム信者が語る。

「歩いていたら、いきなり『職務質問だ』と十人ぐらいの警官に取り囲まれ、辺りの人からはこちらの姿が見えないようになった。すると突然、そのうちの一人の警官が『うわっ』という叫び声をあげて転倒したかと思うと『あっ、公務執行妨害だ！』と言われて逮捕された。わけが分からないうちにつかまった感じだった」

ある新左翼活動家が解説する。

「昔からある手法ですよ。オウムの場合は特にひどかったようですが、ちょっとでも抵抗したら逮捕。たとえば、身体捜索とか称して体中をさわったり、服を脱がせたり、写真を撮ろうとしたりする。普通は『やめてください』なんて言って、警官の手を振り払ったりするでしょ。そしたらもう公妨ですよ。即逮捕（笑）。だから、私たちは何をされても両手を頭の後ろにやって一切抵抗しないようにしている」

まさに、逮捕したいときには「いつでも・誰でも・どこででも」といった感じで、こうなってくると「微罪」とか「別件」とかいうレベルではなく、完全な「違法逮捕」といった方が正確だろう。

オウム捜査で、「視察」から始まって、「何が何でもデッチ上げ逮捕」という公安手法が駆使されたのが「オウム諜報省」なる組織の幹部、井上嘉浩逮捕劇だったという。

警視庁詰め記者が語る。

「井上が出入りしていた都内のアジトは、彼が逮捕された日の数日前から完全に監視されていた。出入りしていた人物は全員ビデオで撮影され、特定されていった」

「逮捕も完全なコロビ公妨。井上は指名手配されていたとはいえ、完全に本人だという確証が取れていなかった。しかし翌日の麻原教祖逮捕を控えて何が何でもあの日に逮捕しなければならなかった」（前出・公安関係者）

品川の公証役場事務長拉致で手配されていた松本剛逮捕劇も公安捜査の手法が色濃く出たものだったという。

「松本は全国を転々と逃げ回った後、足立区内の友人信者宅に立ち寄った。ところがこの友人宅が例によって公安の視察対象。以後数日にわたって松本は行く先々まで完全に尾行されていました」（別の公安関係者）

「こんな例はいくらでもありましたよ。別件でも手配されているのを捕まえるだけましです。何の罪もない信者がかなり捕まっていますよ」（前出・社会部記者）

捕まえることのためには手段を選ばない、公安の手法がオウム捜査で最大限かつフルに発揮されたといえるだろう。

▼強いものには弱い？　公安の体質も

これまでみてきた通り、デッチあげがお得意な権力機関・公安。しかし、さらに強い権力には弱いというようなことを裏づける情報を本誌はキャッチした。オウム真理教最高幹部の1人で「オウム法皇官房」なる組織の責任者だった、ある信者をめぐる噂だ。

ある政界通の証言。

「この信者は、かなり早い段階で警視庁の公安に逮捕されたんですよ。容疑は文書偽造。ホテルに偽名で宿泊したという典型的な公安による別件逮捕でした。しかし、この信者、さらに一度再逮捕された後、あっさりと釈放されたんですよ」

警視庁詰め記者が語る。

「あれだけの幹部なら教団の内情にかなり詳しいはず。ましてやこの信者は麻原教祖側近で、簡単に釈放になるなんて不自然。公安なら別件をデッチ上げるのは簡単なのに。この信者は釈放後、都内のホテルで警察が24時間の監視下においていたという話です」

さらに政界通が証言をこう続ける。

「実は、どうもこの信者の父親が、警察官僚出身の某大物代議士の地元の有力後援者らしいんですよ。ホテルで監視というのも、監視というより保護に近いんじゃないか」

何のことはない、捜査にかこつけてデッチ上げ逮捕をくり返す一方で、身内の関係者には実に甘いところを見せているのだ。

▼「デッチ上げ逮捕」の現場

今回のオウム捜査での公安による「デッチ上げ逮捕」は左翼捜査で蓄積された手法が使用されたが、実際にはどのようなものだったのか。「体験者」として日本赤軍の丸岡修が本誌に"体験談"を寄稿してくれた。

丸岡修は日本赤軍のコマンドとして日本に潜伏しようと入国した87年に逮捕され、現在東京拘置所に在監中。丸岡は、自らの経験を振り返りながら、今回のオウム幾度作戦に旧来の対左翼公安手法が踏襲されたと断言する。

「オウムに使用された手法は、新左翼や反戦市民運動などに以前から使われていたものにすぎない。今回のオウム捜査は、刑事警察が中心となって捜査をしている段階では違法捜査も控えめだったが、警察庁長官銃撃事件後に公安警察が捜査に乗り出した途端に違法捜

査のオンパレードになった。何のことはない、公安警察のいつもの対左翼弾圧手法がオウムに運用されたにすぎない。ビラ配りの建造物侵入捕発とか、宿根への偽名記入による捕発などは、以前から左翼に運用されていた手法だ。

こうした罪名がどうして"微罪"なのか。微罪でもなんでもない。警察が法解釈を勝手にねじ曲げて身柄拘束をしたい者を現行犯として、すなわち令状なしの逮捕を実行するために憲法と刑事訴訟法の趣旨を無視した違法逮捕をくり返しているにすぎないのだ」

こう語る丸岡は、実際にどのように逮捕されたのか。丸岡のケースはオウムの井上逮捕や松本逮捕と共通する部分が多く、いわゆる「公安手法」の実情を知るにはかっこうの実例であろう。以下は丸岡手記の一部である。

▼丸岡修が手記で語る逮捕の「真相」

87年に私（丸岡）が箱崎町の東京シティエアターミナル（以下TCAT）で逮捕されたとき、マスコミは警察発表を鵜呑みにして「TCATで挙動不審者を職務質問したところ、警官に暴行し公務執行妨害で現行犯逮捕された」などと報道し、私がドジで偶然に逮捕されたかのように報じた。しかし、事実は全く違う。私が使用していた沖縄人名義の旅券が天皇沖縄訪問時の沖縄国体警備などがきっかけで発覚し、香港発成田着の日航便を帰国前日に予約した時点から公安警察の網の中に入れられていた。しかし「赤軍かもしれない」とまでしか判明していなかった。

逮捕状を用意できない以上、公安は別件で何が何でも「現行犯逮捕」し、まず身柄を確保して旅券を押収、旅券法違反で再逮捕する必要があった。そこで、公安お得意の手法が用いられたのだ。

11月20日の夜10時ごろにTCATに到着したが、その1階で2人の公安刑事に呼び止められ、荷物を見せてほしいと言われた。それに応じたが、最初から強圧的で、言葉を挑発してこちらが攻撃的になるように仕向けていたようだが、私は挑発に乗らず職務質問のすべてに答え、荷物も見せた。ところが、不審点がなかったにもかかわらず警視庁への同行を求めてきた。

荷物を片付け終わるころに一人の警官が「押しただろう、公務執行妨害だ」などとわめいたが、「何もしていないじゃないですか」と答えたら黙ってしまった。すると、もう1人が他のものに合図した途端、刑事が3人になり、突然1人の刑事が勝手に後ろに3歩ほどヨロヨロとしゃがみこむ振りをしたかと思った瞬間、「公務執行妨害だ！」。

これで逮捕できるのだから、公安警察はいつでも誰でもどこででも逮捕できるのだろう。

23日に公務執行妨害で検察庁に送られたが検察の処分は勾留請求もできずに処分保留で釈放。夜に荷物のすべてを返され、靴も履かされて警視庁留置場を出された。玄関まで公安に見送られた。玄関には公安刑事がずらっと並び、建物を一歩出たところで「旅券法違反で再逮捕」され、翌日になってようやく「丸岡逮捕」が正式発表されたのだ。22日に弁護人を指定していたにもかかわらず、24日まで丸2日間も弁護人にもマスコミにも丸岡逮捕は伏せられていた。刑事訴訟法の理念などどこにも生きてはいなかった。

▼香港から仕組まれていた逮捕劇

実は私の「公妨」逮捕劇は香港から仕組まれていたようなのだ。不審点はいくつもあった。まず、搭乗機座席予約は比較的早かったのに、なぜか非常口の通路側に座らせられた。旅客機において他の席があるのにもかかわらず、このような位置に座らせるのには保安システム対策であるのを知ってはいたが、私はまさか、と思っていた。

あとになって気づいたことは他にもある。例えば、私の隣に座っていた男が私と視線が合うのを避け、話も避けていた事。また、香港の空港では女に話しかけられた。この女は香港空港待合室で「免税枠外のタバコを1カートン持ってほしい」と話しかけてきた。税金を払わなくてもすむよう、成田空港の税関まで持ってほしいということだった。私は勘違いして「免税枠は400本までだったのでは」（実際は200本）と承諾しながらも答えると、その女はさらにタバコを買い求めたため、私が2カートンを持ち込むことになった。私は女の名前を聞き、成田での待ち合わせ場所を確認して雑談の後に機内で別れた。成田に到着後、税関に免税枠オーバー分を申告して金を払い、女と約束した場所で待ったが、なかなか現れず、やっと見つけたときには40分ほどの時間が経過していた。このおかげで私が乗った箱崎行きのバスには乗客が7、8人しかいなかった。この時も、私が箱崎行きのバス乗り場に並んでいると、女は香港で話していた自分の行き先の乗り場と違うのにわざわざ私が並んでいる姿を見に来て、引き返していった。

警視庁は、裁判における証言や逮捕報告書でこう説明している。

「丸岡をTCATで職務質問したのは、警視庁公安部に『爆弾のようなものを持った男が午後8時50分発のバスでTCATへ向かった。グレーの背広を着ている』と交換台を通じて男の声の匿名電話（110番通報ではない）があったからだ」

通報ではグレーの背広とあるが、私は女が去るまでは確かに背広姿だったが、女が去った後、バッグからコートを取り出して着ていたのだ。そしてTCATの3階にバスが着いたとき、誰もいない待合室のソファーに目つきの悪い男が2人いた。その後職務質問した連中とは、別の男たちだった。

つまり、私は香港から違法逮捕されるまで

完全に監視されていた可能性が高い。

以上が丸岡手記だが、対応策に対する公安手法は、オウム幹部逮捕でも着実に適用されていったことがわかるだろう。

▼公安と一体化したマスコミ

そして今回の公安によるオウム壊滅作戦において、マスコミは公安の動きをチェックするどころか、公安を主導とする警察を"全面支援"し、一体化していたといっていい。その意味では公安よりマスコミの方が罪が深いというべきかもしれない。

「国民全員が人質になっているような状況の中では、警察捜査など今回の警察の捜査手法もある程度は仕方なかったのではないか」

大手マスコミの編集幹部らは警察、別件といった公安手法に対して、度々こうした発言を繰り返した。しかし、こうした発言は「戦争中だから」「国家的危機だから」「軍の士気、戦況に悪影響を与える」などと状況を言い換えれば、大本営発表をタレ流した戦時中の報道とまったく同じ意識構造だったことを自ら白状しているようなものだろう。

本来ジャーナリズムは、坂本弁護士一家失踪事件、松本サリン事件の段階で事件を解決できなかった警察の捜査を組織・手法の不備に疑問を呈した上で、さらに今回の捜査における警察、別件といった民主的治手続きを無視した公安のやり口を厳々とチェックし批判するべきだ。

ある大手出版編集委員が自嘲気味に語る。

「今回のオウム報道は、ウラも取らない警察情報のタレ流しという意味では、おそらく戦後史でも最悪の報道だったのではないか」

別の社会部デスクも「カッターナイフを持っていただけで、なぜ銃刀法違反逮捕なのか、社内でも『おかしい』という声がなかったわけではないが、なんとなく指摘しにくい雰囲気だった」と振り返る。

なぜ指摘しにくかったのだろうか。

「やはり『前例のないテロの危機に直面してるんだから仕方ない』という論理に勝てなかった。しかし、裁判所令状を載せようとすると警察詰めの記者から、やんわりと"圧力"がかかったことも否定できない。警察からの圧力ならまだしも、同僚から『いかがなものか』みたいに言われるんだから絶望的。捜査批判もできず、リーク情報を追えば他社に出遅れるからウラも取らずにタレ流し続けた」

「社内で"優秀だ"なんて言われている記者ほど必死になって取材しているよ。まじめにやればやるほど警察情報をタレ流すという悪循環だね。」(前出・編集局員)

オウム報道の最中で、マスコミ各社と警察は松本サリン事件で犯人に仕立てあげられかけた会社員に謝罪した。だが、その同じ紙面、画面で続いているオウム報道には反省の片りんすらみられなかった。

「警察官僚の中からすら『マスコミはやりすぎだ』なんていう声がでていましたよ。記者が幹部信者の実家や家族のところに押しかけ取材したりすると『あんたの社には人権感覚がないのか』なんて言われたりね…。まだ警察の方が"人権"に神経質だったかも(笑)」(警察詰め記者)

「今回の事件で公安警察はマスコミ操作の方法とノウハウを大幅に蓄積し、マスコミを完全に味方につけた時の権力の強力さを実感したのではないか」(ジャーナリスト)

"50回目の夏"を前にマスコミは戦後50年などと浮かれているが、オカミ情報をタレ流す現状は戦中と何も変わっていなかったことを示したという意味では"貴重"な事件だったといえるのかもしれない。

〈敬称略〉

『噂の真相』95年9月号「オウムせん滅…」について

96.9　　丸岡 修

●この記事は、私が昨年6月に書いた「公安警察による松岡逮捕の違法性とオウム真理教捜査の危険性」の文章を中心にして、フリージャーナリストによって書かれたものです。

●当時、オウム真理教(以下オウム)に対する公安警察による違法捜査、違法逮捕がまかり通っていました。村山前首相にいたっても「やむをえない。適正に行われている」と弁護する始末でした。進歩派の人たちの中にも「相手がオウムだからやむをえない」とする傾向がありました。世間では、警察のやり方を批判したりすると「あなたは何故オウムを弁護するのか」と詰問されるだけでなく村八分にされかねない雰囲気がありました。公安警察の違法行為ばかりではなく、裁判所も積極的にそれに合法性を与え、一般人なら罪にもならないことが罪とされ「非転向者」には保釈が却下される有様でした(です)。「民主主義」を守るなら、相手が誰であっても治安当局の違法行為を絶対に許すべきではありません。ご都合主義の「民主主義者」が多いことか、この日本は。

私自身は、オウムを宗教的信者を持ったファシスト集団とみなしています。多くの人民までをも「ポア」対象にしていた以上、敵です。反権力だから味方とは言えません。だからと言って、治安当局の違法行為を認めることはできません。これが私の立場です。

●年内に予想される破防法団体適用に断固として反対しましょう!